

取引所外国為替証拠金取引約款・規程集 新旧対照表

令和3年1月29日

下線部を改定

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第22条 本約款の解約</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第12条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されること。ただし、解約時においてお客様との本取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとする。</p> <p>(1) お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。</p> <p>削除</p> <p><u>(2)</u> お客様から1年以上当社に対する連絡若しくは取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断したとき。</p> <p><u>(3)</u> お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p><u>(4)</u> お客様が本取引を利用することが不適当だと、当社が判断したとき。</p> <p><u>(5)</u> お客様が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する者と判明し、又は疑わしいと判断したとき。</p> <p><u>(6)</u> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為を行い、契約の継続が困難と判断した時。</p> <p><u>(7)</u> お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。</p> <p><u>(8)</u> 第27条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p><u>(9)</u> 前各号のほか、お客様が以下禁止事項を行うなどやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。</p> | <p>第22条 本約款の解約</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第12条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されること。ただし、解約時においてお客様との本取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとする。</p> <p>(1) お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。</p> <p><u>(2)</u> シストレ365コースにおいて投資助言契約を解除したとき。</p> <p><u>(3)</u> お客様から1年以上当社に対する連絡若しくは取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断したとき。</p> <p><u>(4)</u> お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p><u>(5)</u> お客様が本取引を利用することが不適当だと、当社が判断したとき。</p> <p><u>(6)</u> お客様が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する者と判明し、又は疑わしいと判断したとき。</p> <p><u>(7)</u> お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為を行い、契約の継続が困難と判断した時。</p> <p><u>(8)</u> お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。</p> <p><u>(9)</u> 第27条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p><u>(10)</u> 前各号のほか、お客様が以下禁止事項を行うなどやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。</p> |